

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	4	母子保健衛生
分科会	8	保健衛生	調整項目	7	妊産婦健診助成

中条町担当	健康開発課	元気応援係	担当者名	
黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現況			調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																																
妊婦一般健康診査	(内容) 医療機関委託で行う妊婦健康診査 (時期) 母子健康手帳交付後、前期と後期の2回 (受診票交付時期) 母子手帳交付時、2枚交付 (単価) 1人 6,125円	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																															
妊婦 HBs 抗原検査	(内容) 医療機関で行う HBs 抗原検査 (時期) 母子健康手帳交付後の健診時 (受診票交付時期) 母子健康手帳交付後、1枚交付 (単価) 1人 380円	同左																																
妊婦超音波検査	(内容) 医療機関で行う超音波検査、出産予定日において35歳以上の妊婦 (時期) 一般健康診査と一緒に受診する。時期は特に指定していない。 (受診票交付時期) 母子手帳交付時、1枚交付 (単価) 1人 5,500円	同左																																
乳児一般健康診査	(内容) 医療機関委託で行う乳児健康診査 (時期) 10か月児に実施 (受診票交付時期) 乳児健康相談(7か月児)時に1枚交付 (単価) 1人 5,620円	(内容) 医療機関委託で行う乳児健康診査 (時期) 6か月児に実施 (受診票交付時期) 乳児医療手続き時、1枚交付 (単価) 1人 5,620円	合併時に中条町の例により統一する。																															
精密健康診査	(内容) 乳児、幼児の医療機関で行う精密検査 (受診票交付時期) 乳幼児についてのみ、乳幼児健診時に必要に応じて交付 (単価) 1件につき保険等控除額を除いた額。	(内容) 乳児・幼児の医療機関で行う精密検査 (受診票交付時期) 妊婦については一般健康診査後住民課窓口で交付 乳幼児については健診会場において1枚交付 (単価) 1件につき保険等控除額を除いた額																																
関係法令等	母子保健法	母子保健法	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td>4,025</td> <td>4,025</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>1,173</td> <td>1,173</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,198</td> <td>5,198</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町	4,025	4,025	0		黒川村	1,173	1,173	0		計	5,198	5,198	0		備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																															
中条町	4,025	4,025	0																															
黒川村	1,173	1,173	0																															
計	5,198	5,198	0																															
備考 平成15年度当初予算ベース																																		